

○秦野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

(平25規則23・全部改正)

(平成18年3月31日規則第15号)

改正 平成18年9月29日規則第38号 平成19年3月22日規則第7号
平成24年4月1日規則第16号 平成25年3月29日規則第23号
平成26年3月31日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)の施行について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「施行令」という。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(平25規則23・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法、施行令及び施行規則で定める用語の意義の例による。

(介護給付費等の支給申請書)

第3条 施行規則第7条第1項、第31条第1項、第34条の31第1項及び第34条の53第1項に規定する申請書は、介護給付費等支給申請書(第1号様式)とする。

(平18規則38・平24規則16・一部改正)

(支給決定のための調査の囑託)

第4条 法第20条第6項の規定により他の市区町村に調査を囑託するときは、囑託書(第2号様式)によるものとする。

(平18規則38・平24規則16・一部改正)

(障害支援区分の認定)

第5条 市長は、第3条の介護給付費等支給申請書が提出されたときは、法第21条第1項の規定により障害支援区分の認定を行い、その申請をした者に対して障害支援区分認定結果(変更)通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(平18規則38・平24規則16・平25規則15・一部改正)

(介護給付費等の支給決定)

第6条 市長は、前条の規定により障害支援区分の認定を行ったときは、法第22条第1項の規定により介護給付費等の支給の要否について決定するものとする。

2 前項の場合において、介護給付費等を支給する旨の決定をするときは、その申請をした者に対して介護給付費等支給決定通知書(第4号様式)により通知するとともに、障害福祉サービス受給者証(第5号様式)を交付するものとする。

3 第1項の場合において、介護給付費等を支給しない旨の決定をするときは、その申請をした者に対して介護給付費等却下決定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(平18規則38・平24規則16・平25規則15・一部改正)

(支給決定等の変更の申請)

第7条 施行規則第17条第1項に規定する申請書は、介護給付費等支給変更申請書(第7号様式)とする。

(平18規則38・平24規則16・一部改正)

(支給決定等の変更の決定)

第8条 市長は、前条の介護給付費等支給変更申請書の提出があったときは、又は職権により、法第24条第2項に規定する必要な勘案事項を整理し、支給決定の変更の要否を決定するものとする。

2 前項の場合において、介護給付費等の支給決定を変更する旨の決定をしたときはその申請をした者に対して介護給付費等支給変更決定通知書(第8号様式)により、変更しない旨の決定をしたときは介護給付費等支給変更申請却下通知書(第9号様式)により通知するものとする。

3 市長は、法第24条第4項の規定により介護給付費等の障害認定区分の変更の認定をしたときは、その申請をした者に対して第5条の障害支援区分認定結果(変更)通知書により通知するものとする。

(平18規則38・平24規則16・平25規則15・一部改正)

(支給決定の取消しの通知)

第9条 施行規則第20条第1項の規定により通知するときは、介護給付費等支給決定取消通知書(第10号様式)によるものとする。

(平18規則38・平24規則16・一部改正)

(居住地の変更の届出等)

第10条 施行規則第22条第1項に規定する届出書は、障害福祉サービス受給者証記載事項変更届(第11号様式)とする。

(平18規則38・平24規則16・一部改正)

(障害福祉サービス受給者証の再交付の申請)

第11条 施行規則第23条第1項に規定する申請書は、障害福祉サービス受給者証再交付申請書(第12号様式)とする。

(平18規則38・平24規則16・一部改正)

(介護給付費等支給額の特例の申請等)

第12条 法第31条の規定により介護給付費等支給額の特例を受けようとする者は、介護給付費等支給額特例申請書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の介護給付費等支給額特例申請書が提出されたときは、これを審査し、その要否について、その申請をした者に対して介護給付費等支給額特例認定(却下)通知書(第14号様式)により通知するとともに、特例を認める者に対して介護給付費等支給額特例認定証(第15号様式)を交付するものとする。

3 前項の規定により特例の認定を受けた者が、障害福祉サービスを受けようとするときは、前項の介護給付費等支給額特例認定証を第6条第2項の障害福祉サービス受給者証に添えて、サービスを提供する事業者に提出しなければならない。

(平18規則38・平24規則16・一部改正)

(サービス等利用計画案の提出)

第13条 市長は、第3条の介護給付費等支給申請書及び第7条の介護給付費等支給変更申請書を提出した者(以下この条において「申請者」という。)に対し、法第22条第4項の規定によりサービス等利用計画案の提出を求め、支給決定の参考にすることができる。この場合において、提出を求めるときは、サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書(第16号様式)によるものとする。

2 前項のサービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書を受けた申請者は、計画相談支援・障害児相談支援依頼(変更)届(第17号様式)によりサービス等利用計画案を作成する指定特定相談支援事業者を市長に届け出るものとする。

- 3 第1項のサービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書を受けた申請者は、指定特定相談支援事業者を変更するときは、前項の計画相談支援・障害児相談支援依頼(変更)届により、新たに契約した指定特定相談支援事業者を市長に届け出るものとする。

(平24規則16・追加)

(計画相談支援給付費等の支給申請等)

第14条 施行規則第34条の54第1項に規定する申請書は、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書(第18号様式)とする。

- 2 市長は、前項の計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書が提出されたときは、法第51条の17第1項の規定により計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給の要否について決定するものとする。
- 3 前項の場合において、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費を支給する旨の決定をするときは、その申請をした者に対して計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給決定通知書(第19号様式)により通知するとともに、必要な情報を第6条第2項の障害福祉サービス受給者証に記載するものとする。
- 4 第1項の場合において、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費を支給しない旨の決定をするときは、その申請をした者に対して計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費却下決定通知書(第20号様式)により通知するものとする。

(平24規則16・追加)

(サービス利用計画作成費の支給の取消しの申請等)

第15条 市長は、施行規則第34条の55第1項の規定により支給決定を取り消すときは、その申請をした者に対して計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給取消通知書(第21号様式)により通知するものとする。

(平25規則23・一部改正)

(高額障害福祉サービス等給付費の支給申請等)

第16条 施行規則第65条の9の2第1項に規定する申請書は、高額障害福祉サービス等給付費支給申請書(第22号様式)とする。

- 2 市長は、前項の高額障害福祉サービス等給付費支給申請書が提出されたときは、これを審査し、その要否について、その申請をした者に対して高額障害福祉サービス等給付費支給・不支給決定通知書(第23号様式)により通知するものとする。

(平18規則38・一部改正、平24規則16・一部改正・繰下)

(特定障害者特別給付費の支給の申請等)

第17条 施行規則第34条の3第1項に規定する申請書は、特定障害者特別給付費支給申請書(第24号様式)とする。

- 2 市長は、前項の特定障害者特別給付費支給申請書が提出されたときは、これを審査し、その要否について、その申請をした者に対して特定障害者特別給付費支給・不支給決定通知書(第25号様式)により通知するものとする。
- 3 施行規則第34条の3第4項に規定する届出書は、特定障害者特別給付費支給変更届(第26号様式)とする。
- 4 施行規則第34条の5第1項の規定により通知するときは、特定障害者特別給付費支給額変更通知書(第27号様式)によるものとする。
- 5 施行規則第34条の6第2項の規定により通知するときは、特定障害者特別給付費等支給取消通知書(第28号様式)によるものとする。

(平19規則7・追加、平24規則16・一部改正・繰下)

(特例特定障害者特別給付費の支給の申請等)

第18条 施行規則第34条の4第1項に規定する申請書は、特例特定障害者特別給付費支給申請書(第29号様式)とする。

2 市長は、前項の特例特定障害者特別給付費支給申請書が提出されたときは、これを審査し、その要否について、その申請をした者に対して特例特定障害者特別給付費支給・不支給決定通知書(第30号様式)により通知するものとする。

3 施行規則第34条の6第2項の規定により通知するときは、前条第5項の特定障害者特別給付費等支給取消通知書によるものとする。

(平19規則7・追加、平24規則16・一部改正・繰下)

(自立支援医療費の支給認定の申請)

第19条 施行規則第35条第1項に規定する申請書は、自立支援医療費支給認定申請書(新規・再認定・変更)(第31号様式)とする。

(平18規則38・一部改正、平24規則16・一部改正・繰下)

(自立支援医療費の支給認定の通知等)

第20条 福祉事務所長は、前条の自立支援医療費支給認定申請書(新規・再認定・変更)が提出されたときは、法第54条第1項の規定により自立支援医療費の支給の認定を行うものとする。

2 前項の場合において、自立支援医療費支給の認定をする旨の決定をするときは、その申請をした者に対して自立支援医療費支給(変更)認定通知書(第32号様式)により通知するとともに、自立支援医療受給者証(第33号様式)を交付するものとする。

3 第1項の場合において、自立支援医療費を支給しない旨の決定をするときは、その申請をした者に対して自立支援医療費支給(変更)認定却下通知書(第34号様式)により通知するものとする。

4 前2項の決定を行うときは、施行令第1条の2第1号に規定する育成医療の支給認定の場合を除き、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第11条第1項に規定する身体障害者更生相談所の判定に基づくものとする。

(平18規則38・一部改正、平24規則16・一部改正・繰下、平25規則23・一部改正)

(自立支援医療費支給認定の変更の申請)

第21条 施行規則第45条第1項に規定する申請書は、第19条の自立支援医療費支給認定申請書(新規・再認定・変更)とする。

(平24規則16・一部改正・繰下)

(自立支援医療費支給認定の変更の認定等)

第22条 福祉事務所長は、前条の自立支援医療費支給認定申請書の提出があったときは、又は職権により、法第56条第2項に規定する支給認定障害者等の支給認定の変更の認定を行うものとする。

2 前項の場合において、支給認定の変更を認定するときは、その申請をした者に対して第20条第2項の自立支援医療費支給(変更)認定通知書により通知するとともに、同項の自立支援医療受給者証を交付するものとする。

3 第1項の場合において、支給認定の変更を認定しないときは、その申請をした者に対して第20条第3項の自立支援医療費支給(変更)認定却下通知書により通知するものとする。

(平18規則38・一部改正、平24規則16・一部改正・繰下)

(居住地等の変更の届出)

第23条 施行規則第47条第1項に規定する届出書は、自立支援医療受給者証記載事項変更届(第35号様式)とする。

(平18規則38・一部改正、平24規則16・一部改正・繰下)

(医療受給者証の再交付の申請)

第24条 施行規則第48条第1項に規定する申請書は、自立支援医療受給者証再交付申請書(第36号様式)とする。

(平18規則38・一部改正、平24規則16・一部改正・繰下)

(自立支援医療費の支給認定の取消しの通知)

第25条 福祉事務所長は、法第57条第1項の規定により支給認定を取り消すときは、支給認定の取消しの理由を付して、自立支援医療支給認定取消通知書(第37号様式)により、その支給認定を受けている者に対して通知するものとする。

(平18規則38・一部改正、平24規則16・一部改正・繰下)

(補装具費の支給認定の申請)

第26条 施行規則第65条の7第1項に規定する申請書は、補装具費支給認定申請書(購入・修理)(第38号様式)とする。

(平18規則38・追加、平24規則16・一部改正・繰下)

(補装具費の支給認定の通知等)

第27条 福祉事務所長は、前条の補装具費支給認定申請書(購入・修理)が提出されたときは、調査書(第39号様式)を作成するとともに、法第76条第4項に規定する補装具費の支給の認定を行うものとする。

2 前項の場合において、補装具費支給の認定をする旨の決定をするときは、その申請をした者に対して補装具費支給認定通知書(購入・修理)(第40号様式)により通知するものとする。

3 第1項の場合において、補装具費を支給しない旨の決定をするときは、その申請をした者に対して補装具費支給認定却下通知書(購入・修理)(第41号様式)により通知するものとする。

4 前2項の決定を行うときは、必要に応じて身体障害者福祉法第11条第1項に規定する身体障害者更生相談所の判定に基づくものとする。

(平18規則38・追加、平24規則16・一部改正・繰下、平25規則23・一部改正)

(補装具費の請求及び受領)

第28条 補装具費の支給の認定を受けた者は、補装具の製作又は修理を業とする者(以下「事業者」という。)と補装具の購入又は修理の契約を締結し、製品の引渡しを受けたときは、事業者に費用を支払うとともに、福祉事務所長に補装具費を請求するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補装具費の支給の認定を受けた者は、補装具費の請求及び受領に関する権限を事業者に委任することができる。この場合において、その委任をしようとする者は、あらかじめ委任状(第42号様式)を福祉事務所長に提出するものとする。

(平18規則38・追加、平24規則16・一部改正・繰下)

(地域生活支援事業)

第29条 法第77条第1項及び第3項に規定する地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 相談支援事業

- ア 相談支援機能強化事業
- イ 障害者相談支援事業
- ウ 居住サポート事業
- エ 成年後見制度利用支援事業
- (2) コミュニケーション支援事業
- (3) 日常生活用具給付等事業
- (4) 移動支援事業
- (5) 地域活動支援センター機能強化事業
 - ア 機能強化事業
 - イ 地域活動支援センター事業
- (6) その他の事業
 - ア 訪問入浴サービス事業
 - イ 生活支援事業
 - (ア) 生活訓練等事業
 - (イ) 本人活動支援事業
 - (ウ) ボランティア活動支援事業
 - ウ 日中一時支援事業
 - エ 生活サポート事業
 - オ 社会参加促進事業
 - (ア) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
 - (イ) 点字・音声広報等発行事業
 - (ウ) 手話奉仕員養成研修事業
 - (エ) 自動車運転免許取得・改造助成事業

- 2 前項の事業の実施に当たり、その一部又は全部を障害者福祉団体等で市長が適当と認める者に委託することにより実施することができるものとする。
- 3 第1項第3号に規定する事業における費用の支給については、法第76条第1項及び第2項に規定する補装具費の支給の基準を準用し、負担上限月額については、支給する費用を補装具費の一部とみなし、施行令第43条の3に規定する補装具費に係る負担上限月額を適用する。
- 4 第1項第4号、第5号イ、第6号ア及び同号ウに規定する事業における費用の支給については、法第29条各項に規定する介護給付費の支給の基準を準用し、負担上限月額については、支給する費用を介護給付費の一部とみなし、施行令第17条に規定する指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額を適用する。
- 5 第1項第4号、第5号イ、第6号ア及び同号ウに規定する事業における費用の支給については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3各項に規定する障害児通所給付費の支給の基準を準用し、負担上限月額については、支給する費用を障害児通所給付費の一部とみなし、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条に規定する障害児通所支援サービスに係る負担上限額を適用する。

(平18規則38・追加、平19規則7・一部改正、平24規則16・一部改正・繰下)

(様式)

第30条 この規則の規定により使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は、別に定める。

(平18規則38、平19規則7・一部改正、平24規則16・一部改正・繰下)

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日規則第38号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月22日規則第7号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第23号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第15号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第30条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	介護給付費等支給申請書	第3条
第2号様式	嘱託書	第4条
第3号様式	障害支援区分認定結果(変更)通知書	第5条、第8条
第4号様式	介護給付費等支給決定通知書	第6条
第5号様式	障害福祉サービス受給者証	第6条
第6号様式	介護給付費等却下決定通知書	第6条
第7号様式	介護給付費等支給変更申請書	第7条
第8号様式	介護給付費等支給変更決定通知書	第8条
第9号様式	介護給付費等支給変更申請却下通知書	第8条
第10号様式	介護給付費等支給決定取消通知書	第9条
第11号様式	障害福祉サービス受給者証記載事項変更届	第10条
第12号様式	障害福祉サービス受給者証再交付申請書	第11条
第13号様式	介護給付費等支給額特例申請書	第12条
第14号様式	介護給付費等支給額特例認定(却下)通知書	第12条
第15号様式	介護給付費等支給額特例認定証	第12条
第16号様式	サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書	第13条
第17号様式	計画相談支援・障害児相談支援依頼(変更)届	第13条
第18号様式	計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書	第14条
第19号様式	計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給決定通知書	第14条
第20号様式	計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費却下決定通知書	第14条
	計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給取消通	

第21号様式	知書	第15条
第22号様式	高額障害福祉サービス等給付費支給申請書	第16条
第23号様式	高額障害福祉サービス等給付費支給・不支給決定通知書	第16条
第24号様式	特定障害者特別給付費支給申請書	第17条
第25号様式	特定障害者特別給付費支給・不支給決定通知書	第17条
第26号様式	特定障害者特別給付費支給変更届	第17条
第27号様式	特定障害者特別給付費支給額変更通知書	第17条
第28号様式	特定障害者特別給付費等支給取消通知書	第17条、 第18条
第29号様式	特例特定障害者特別給付費支給申請書	第18条
第30号様式	特例特定障害者特別給付費支給・不支給決定通知書	第18条
第31号様式	自立支援医療費支給認定申請書(新規・再認定・変更)	第19条、 第21条
第32号様式	自立支援医療費支給(変更)認定通知書	第20条、 第22条
第33号様式	自立支援医療受給者証	第20条、 第22条
第34号様式	自立支援医療費支給(変更)認定却下通知書	第20条、 第22条
第35号様式	自立支援医療受給者証記載事項変更届	第23条
第36号様式	自立支援医療受給者証再交付申請書	第24条
第37号様式	自立支援医療支給認定取消通知書	第25条
第38号様式	補装具費支給認定申請書(購入・修理)	第26条
第39号様式	調査書	第27条
第40号様式	補装具費支給認定通知書(購入・修理)	第27条
第41号様式	補装具費支給認定却下通知書(購入・修理)	第27条
第42号様式	委任状	第28条

(平24規則16・追加、平25規則15・一部改正)

様式 略

[別紙参照]